

75歳以上の方の医療費について(後期高齢者医療費制度)

医療費は、月ごとに、各医療機関(病院、薬局等)、入院と外来で、それぞれ下記の限度額までが自己負担になります。

所得区分		自己負担	入院の限度額	外来の限度額	食事代	手続の必要性
現役並み	Ⅲ 課税所得 690万以上	3割	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【多数該当:140,100円】		1食 510円	不要
	Ⅱ 課税所得 380万以上		167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【多数該当:93,000円】			限度額適用認定証 を取得※
	Ⅰ 課税所得 145万以上		80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【多数該当:44,400円】			
一定以上の所得	年金収入等 単身 :200万以上 複数人:320万以上	2割	57,600円 【多数該当:44,400円】	18,000円 【年 144,000円】	1食 510円	不要
一般	上記以下の年金収入 等かつ課税世帯	1割				
住民税 非課税等	Ⅱ 住民税 非課税世帯	1割	24,600円	8,000円	1食 240円	標準負担 額減額証 を取得※
	Ⅰ 年金収入 80万円以下		15,000円		1食 110円	

※当院では、限度額適用認定証を取得・提示しなくても、お申し出により登録が可能です。医療機関(病院、薬局等)によって対応が異なりますので、直接ご確認ください。

・入院時の食事代や室料等は実費負担となります。

【多数該当】… 過去12ヶ月以内に3回以上、上限に達した場合4回目から上限額が下がります。希望される方は外来計算窓口でお申し出ください。

【合算】… 同じ健康保険に加入している複数の方が医療機関にかかった場合、1人の方が複数の医療機関に受診した場合、同月に入院と外来があった場合は、医療費が合計され、自己負担限度額を超えた額が保険者より払い戻されます。

窓口負担が2割となる方の配慮措置について

【 期 間 】 … 2022年10月1日 ～ 2025年9月30日

【措置の内容】 … 窓口負担割合が2割となる方の月々の外来負担増加額が、最大3,000円までになります。

【給付の方法】 … 病院、薬局等の窓口では2割負担で請求された金額を全額お支払いする必要があります。
後日、該当者には高額療養費として事前に登録されている高額療養費の口座へ払い戻されます。

【口座の登録】 … 2022年秋頃に、2割負担となる方へ各都道府県の広域連合や市区町村から申請書が郵送されています。
※すでに高額療養費の払い戻しについて口座が登録されている方への申請書の郵送はありません。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1ヶ月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき	①	5,000円
窓口負担割合2割のとき	②	10,000円
負担増加額	③(②-①)	5,000円
窓口負担増加額の上限	④	3,000円
払い戻し額	(③-④)	2,000円

1ヶ月の医療費全体額が_____円

窓口負担割合1割のとき	①	円
窓口負担割合2割のとき	②	円
負担増加額	③(②-①)	円
窓口負担増加額の上限	④	3,000円
払い戻し額	(③-④)	円